

<添付書類について>

租税特別措置法72～74条及び租税特別措置法施行令41～42条の2

適用要件	自己の新築住宅	建売(新築)住宅	中古住宅	
	期限	新築後1年以内	取得後1年以内	原則として取得後1年以内
	用途	建築主が自らの居住の用に供する 取得者が自らの居住の用に供する		
	床面積	50㎡以上(区分建物の場合は居住の用に供する専有部分が50㎡以上)であること 併用住宅は、居住部分が90%以上であること(面積割合が不明な場合は、家屋担当者が現地調査を行います。)		
	その他	区分所有建物については、耐火構築物(建築基準法第2条9号の2に定めるもの)、準耐火構築物(同法第2条9号の3に定めるもの)であること		
添付書類	1 必須	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認済証又は検査済証 登記完了証及び受領証・申請書又は登記全部事項証明書^{※1} 新住所住民票 (注)未入居の場合は、新住所住民票に代えて「3 未入居の場合」に記載の書類が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認済証又は検査済証 登記完了証及び受領証・申請書又は登記全部事項証明書^{※1} 建物未使用証明書(原本) 売買契約書又は売渡証書又は登記原因証明情報 新住所住民票 (注)未入居の場合は、新住所住民票に代えて「3 未入居の場合」に記載の書類が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 売買契約書(競落の場合は代金納付期限通知書)又は登記原因証明情報 登記全部事項証明書^{※1} 新住所住民票 (注)未入居の場合は、新住所住民票に代えて「3 未入居の場合」に記載の書類が必要です。
	2 該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅認定通知書(原本^{※2}) 低炭素住宅認定通知書(原本^{※2}) 	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅認定通知書(原本^{※2}) 低炭素住宅認定通知書(原本^{※2}) 	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年(1981年)12月31日以前に新築された家屋の場合、下記の書類のうち1点の添付が必要です。 ・耐震基準適合証明書(原本) ・住宅性能評価書 ・家屋が既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する保険付保証明書(加入後2年以内のもの) <p>○租税特別措置法74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅である場合は、下記書類が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増改築等工事証明書(コピー可) ・家屋の売買価格を証する書類 ※売買契約書に記載がない場合のみ必要です。 ・保険付保証明書 ※下記要件⑤(2)のうち7号工事に該当する場合のみ必要です。 <p>さらに、添付書類から下記要件を満たすことを確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①売主が宅建業者であること ②買主が取得する前2年以内に宅建業者が当該家屋を取得したこと ③買主の取得の日が当該家屋の新築日から起算して10年を経過していること ④工事費用が売買価格の100分の20以上である若しくは300万円以上であること ⑤(1)令第42条の2の2第2項1号から6号に掲げる工事に要した費用の額が100万円を超えること若しくは (2)4号から7号に掲げる工事のうちいずれかに要した費用がそれぞれ50万円を超えること
	3 未入居の場合	現有家屋が借家の場合・・・①申立書(原本)又は入居見込み確認書 ^{※3} 、②現住民票、③賃貸借契約書 ^{※4} 現有家屋が社宅等の場合・・・①申立書(原本)又は入居見込み確認書 ^{※3} 、②現住民票、③社宅証明、賃貸借契約書(会社名義の場合は別途、社員証等) ^{※4} 現有家屋が自己所有の場合・・・①申立書(原本)又は入居見込み確認書 ^{※3} 、②現住民票、③不動産会社等との媒介契約書、売買契約書、賃貸借契約書 ^{※4} 現有家屋が他人所有(親等が所有)の場合・・・①申立書(原本)又は入居見込み確認書 ^{※3} 、②現住民票、③親族による上申書(原本)		

※1 電子交付の場合は照会番号付きのもの。なお、平成23年6月27日以降に、電子申請に基づいて交付された登記完了証の場合は、登記受領証・申請書は不要です。

※2 原本を確認後還付いたします。

※3 宅地建物取引業者が当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をした場合、申請人に入居の意向があることを当該業者が確認したと証明する書類を指します。

※4 現有家屋の処分方法を示す書類が不足している場合は、「申請の際によくある質問」のQ5をご覧ください。

○抵当権設定登記のみを行う場合の追加書類は、金銭消費貸借契約書(当該抵当権の設定に係る債権が当該家屋の取得のためのものであることを確認できるもの)又は当該貸付け等に係る債務の保証契約書又は登記原因証明情報等です。